

## 民主カンプチア時代に行われた犯罪の訴追のための カンボジア裁判所特別法廷の設置に関する法律（2004年）

### 第1章 総則

#### 第1条

本法は、民主カンプチアの上級指導者並びに1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われた犯罪及びカンボジア刑法、国際人道法・慣習及びカンボジアが認めた国際協定の重大な違反について最も責任がある者を公判に付することを目的とする。

### 第2章 管轄権

#### 新第2条

特別法廷は、民主カンプチアの上級指導者並びに1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われた犯罪、及び犯罪に関するカンボジア法、国際人道法・慣習、カンボジア王国が認めた国際協定の重大な違反に最も責任がある者を公判に付するため、既存の裁判所構造、すなわち、第一審裁判所及び最高裁判所内に設置する。

民主カンプチアの上級指導者及び上記の行為に最も責任のある者を、以下「被疑者」という。

#### 新第3条

特別法廷は、1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われた1956年刑法に定めた以下の犯罪のいずれかを行ったすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

- ・ 殺人（第501条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条及び第508条）
- ・ 拷問（第500条）
- ・ 宗教迫害（第209条及び第210条）

1956年刑法に定めた時効は、上記に列挙した犯罪について、さらに30年延長され、これは、特別法廷の管轄とする。

1956年刑法第209条、第500条、第506条及び第507条に基づく刑罰は、カンボジア王国憲法第32条に従って終身刑を限度とし、本法第38条及び第39条にさらに規

定する。

#### 第4条

特別法廷は、1948年集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約に定めた集団殺害罪であって、1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われたものを行ったすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

集団殺害の行為とは、国籍、民族、人種又は宗教の集団を全体又は部分的に破壊することを意図して行われる下記等の行為をいい、これには時効がない。

- ・ 集団の構成員を殺害すること
- ・ 集団の構成員に対して重大な身体的又は精神的な危害を加えること
- ・ 全体又は一部に身体の破壊をもたらすよう図られた生活条件を集団に意図的に課すこと
- ・ 集団内での出生を防止することを意図した措置を課すこと
- ・ ある集団の児童を別の集団に強制的に移動すること

以下の行為は、本条に基づいて罰すべきものとする。

- ・ 集団殺害行為の未遂
- ・ 集団殺害行為の共謀
- ・ 集団殺害行為の共犯

#### 第5条

特別法廷は、1975年4月17日から1979年1月6日の間に人道に反する犯罪を行ったすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

人道に反する犯罪は、国籍、政治的、民族的、人種的又は宗教的理由により、市民に向けられた、広範囲又は体系的な攻撃の一部として行われた下記等の行為をいい、これには時効がない。

- ・ 殺人
- ・ 根絶
- ・ 奴隷化
- ・ 追放
- ・ 投獄
- ・ 拷問
- ・ 強姦
- ・ 政治的、人種的及び宗教的理由による迫害
- ・ その他の非人道的行為

#### 第6条

特別法廷は、1949年8月12日のジュネーブ条約の重大な違反行為（同条約の規定に基づいて保護される個人又は財産に対する下記の行為等）であって、1975年4月

17日から1979年1月6日の間に行われた下記のものを行った又は命じたすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

- ・ 故意による殺害
- ・ 拷問又は非人道的扱い
- ・ 身体又は健康に意図的に重大な苦痛又は深刻な傷害を生じさせること
- ・ 軍事上の必要性によって正当化されない、不法かつ不道徳に行われた破壊及び財産の重大な損害
- ・ 戦争捕虜又は市民を敵対的勢力に仕えるよう強制すること
- ・ 戦争捕虜又は市民から公正かつ通常の裁判を受ける権利を意図的に奪うこと
- ・ 市民の違法な追放若しくは移動、又は違法な監禁
- ・ 人質として市民を連行すること

## 第7条

特別法廷は、武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約に基づき、武力紛争中の文化財の破壊であって、1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われたものに最も責任があるすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

## 第8条

特別法廷は、外交関係に関する1961年ウィーン条約に基づき国際的な保護を受ける者に対する犯罪であって、1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われたものに最も責任があるすべての被疑者を公判に付する権限を有する。

## 第3章 特別法廷の構成

### 新第9条

第一審は、1名を裁判長とする3名のカンボジア人裁判官及び2名の外国人裁判官から成る5名の職業裁判官により構成され、その面前で共同検察官が論証するものとする。裁判長は、参加する1名以上の裁判所書記官を任命するものとする。

最高審は、控訴審及び最終審の両方の役割を担うが、1名を裁判長とする4名のカンボジア人裁判官及び3名の外国人裁判官から成る7名の裁判官で構成され、その面前で共同検察官が論証するものとする。裁判長は、参加する1名以上の裁判所書記官を任命するものとする。

## 第4章 裁判官の任命

## 新第 10 条

特別法廷の裁判官は、裁判官の任命に関する現行手続に従って、現在活動している又は新たに任命された裁判官の中から任命され、その全員は、高い品性、公平性及び誠実性の精神、並びに特に刑法又は国際法（国際人道法及び人権法を含む）の経験を有するものとする。

裁判官は、その職務の遂行において独立しているものとし、行政その他の出所の指示を受けたり、求めたりしてはならない。

## 新第 11 条

司法官職高等評議会は、特別法廷の裁判官として行為する少なくとも 7 名のカンボジア人裁判官を任命するものとし、また、裁判官の任命に関する現行手続に従って、任命された上記カンボジア人裁判官の中から各特別法廷の裁判長を任命するものとする。

カンボジア人補欠裁判官は、任命されたカンボジア人裁判官が欠席の場合に交代するものとする。これらの補欠裁判官は、それぞれの裁判所で通常の任務を継続して行うことができる。

司法官職高等評議会は、国連事務総長の指名を受け、特別法廷の外国人裁判官として行為する少なくとも 5 名の外国国籍の個人を任命するものとする。

国連事務総長は、カンボジア王国政府に対し、7 名以上の外国人裁判官の候補者名簿を提出するものとし、司法官職高等評議会は、その中から 5 名の正規裁判官及び少なくとも 2 名の補欠裁判官を任命するものとする。特別法廷で審議し、訴訟の各段階に出席する外国人裁判官に加えて、各法廷の裁判長は、場合に応じて、司法官職高等評議会によってすでに任命されている 1 名以上の外国人補欠裁判官を指名し、裁判の各段階に出席させ、外国人裁判官が審議を継続できない場合に交代させることができる。

## 第 12 条

本法に基づくすべての裁判官は、特別法廷の各段階に応じて平等な立場及び勤務条件を享受する。

本法に基づく各裁判官は、これらの訴訟の期間、任命される。

## 第 13 条

裁判官は、その事務所で、必要に応じてカンボジア人及び国際職員の支援を受けるものとする。

補助者及び法務書記として務める職員の選択において、管理局の局長は、必要な場合面接を行い、多数決によるカンボジア人裁判官の承認を得て、カンボジア王国政府が任命する職員を雇用するものとする。管理局の副局長は、すべての国際職員の採用

及び管理に責任を負うものとする。補助員及び法務書記の人数は、カンボジア人裁判官及び外国人裁判官に比例して選ぶものとする。

カンボジア人職員は、カンボジアの公務員又は必要な場合はその他の適格なカンボジア国民から選ぶものとする。

## 第 5 章 特別法廷の判決

### 新第 14 条

裁判官は、その判決において、満場一致に達するよう試みるものとする。これが可能でない場合、以下を適用するものとする。

- a. 第一審の特別法廷の判決は、少なくとも 4 名の裁判官の賛成投票を必要とする。
  - b. 最高審の特別法廷の判決は、少なくとも 5 名の裁判官の賛成投票を必要とする。
- 満場一致でない場合、特別法廷の判決は、多数及び少数意見を含むものとする。

### 第 15 条

裁判長は、特別法廷の業務を開始するため、任命された裁判官を適切な時期に招集するものとする。

## 第 6 章 共同検察官

### 第 16 条

特別法廷におけるすべての起訴は、1 名のカンボジア人及びもう 1 名の外国人から成る 2 名の共同検察官（以下「共同検察官」という）の責任とし、特別法廷における被疑者に対する起訴の準備を共同で行うものとする。

### 新第 17 条

第一審の共同検察官は、第一審の特別法廷の評決を控訴する権利を有する。

### 新第 18 条

司法官高等評議会は、カンボジアの職業裁判官の中から、カンボジア人検察官及び必要に応じてカンボジア人補欠検察官を任命するものとする。

補欠検察官は、任命された検察官が欠席の場合に交代するものとする。これらの補欠検察官は、それぞれの裁判所で通常の任務を継続して行うことができる。

国連事務総長の指名を受け、いずれの特別法廷にも出廷する権限のある 1 名の外国

人検察官が司法官高等評議会によって任命されるものとする。

国連事務総長は、カンボジア王国政府に対し、少なくとも2名の外国人共同検察官候補者の名簿を提出するものとし、司法官高等評議会は、その中から1名の検察官及び1名の補欠検察官を任命するものとする。

## 第19条

共同検察官は、検察官の選出について現行手続に従って任命された、高い品性及び誠実性をもち、刑事事件の捜査及び起訴行為の経験がある個人の中から任命するものとする。

共同検察官は、その職務の遂行において独立しているものとし、行政その他の出所の指示を受けたり、求めたりしてはならない。

## 新第20条

共同検察官は、有効な現行手続に従って起訴するものとする。これらの現行手続が特定の事項を扱っていない場合、又はその解釈若しくは適用に関して不明確であるか、国際基準との整合性に関して疑義がある場合、共同検察官は、国際水準で策定された手続規則に指針を求めることができる。

共同検察官の間に意見の相違がある場合、以下を適用する。

- 共同検察官又はその1名が以下の規定に従って相違の解決を30日以内に要請しない限り、起訴を開始するものとする。
- 共同検察官は、管理局の局長に対し、見解が異なる事実及びその理由に関する書面による陳述を提出するものとする。
- 相違は、1名を裁判長とする、司法官高等評議会が任命した3名のカンボジア人裁判官、及び国連事務総長の指名を受けて司法官高等評議会が任命した2名の外国人裁判官から成る公判前裁判によって直ちに解決するものとする。上記の裁判官の任命は、本法第10条の規定に従うものとする。

前記陳述書の受領時に、管理局の局長は、直ちに公判前裁判を招集し、その構成員に陳述を伝えるものとする。

公判前裁判の判決は、これに対する不服申立てがなく、少なくとも4名の裁判官の賛成票を必要とする。判決は、管理局の局長に伝えられ、局長は、これ公示し、共同検察官に伝えるものとする。共同検察官は、当該裁判の判決に従って直ちに次に進むものとする。判決に必要な過半数が得られない場合、起訴を進めるものとする。

起訴の実施において、共同検察官は、起訴に有用となる場合、カンボジア政府の支援を求めることができ、当該支援が行われるものとする。

## 新第21条

本法に基づく共同検察官は、特別法廷の各水準に応じて平等な立場及び勤務条件を享受する。

各共同検察官は、これらの訴訟の期間、任命される。

外国人共同検察官が欠席の場合、外国人補欠共同検察官が交代するものとする。

## 新第 22 条

各共同検察官は、法廷での起訴について自己を助ける 1 名以上の副検察官を選ぶ権利を有する。副外国検察官は、事務総長が提供した名簿から外国共同検察官が任命するものとする。

共同検察官は、その事務所で、必要に応じてカンボジア人及び国際職員の支援を受けるものとする。補助者として務める職員の選出において、管理局の局長は、必要な場合、面接を行い、カンボジア共同検察官の承認を得て、カンボジア王国政府が任命する職員を雇用するものとする。管理局の副局長は、すべての外国人職員の採用及び管理に責任を負うものとする。補助者の人数は、カンボジア人検察官及び外国人検察官に比例して選ぶものとする。

カンボジア人職員は、カンボジア公務員及び必要な場合はその他の適格なカンボジア国民から選ぶものとする。

## 第 7 章 捜査

### 新第 23 条

すべての捜査は、1 名のカンボジア人及びもう 1 名の外国人から成る 2 名の予審判事（以下「共同予審判事」という）の共同責任とし、有効な現行手続に従うものとする。これらの現行手続が特定の事項を扱っていない場合、又はその解釈若しくは適用に関して不明確であるか、国際基準との整合性に関して疑義がある場合、共同予審判事は、国際水準で策定された手続規則に指針を求めることができる。

共同予審判事の間意見の相違がある場合、以下を適用する。

- 共同予審判事又はその 1 名が以下の規定に従って相違の解決を 30 日以内に要請しない限り、捜査を開始するものとする。
- 共同予審判事は、管理局の局長に対し、見解が異なる事実及びその理由の書面による陳述を提出するものとする。相違は、第 20 条に述べた公判前裁判により直ちに解決するものとする。

前記陳述書の受領時に、管理局の局長は、直ちに公判前裁判を招集し、その構成員に陳述を伝えるものとする。

公判前裁判の判決は、これに対する不服申立てがなく、少なくとも 4 名の裁判員の賛成票を必要とする。判決は、管理局の局長に伝えられ、局長は、これを公示し、共同予審判事に伝えるものとする。共同予審判事は、公判前裁判の判決に従って直ちに次に進むものとする。判決に必要な過半数が得られない場合、捜査を進めるものとする。

る。

共同予審判事は、政府、国連機関又は非政府組織を含む機関から得た情報に基づいて捜査を行うものとする。

共同予審判事は、有効な現行手続に従って、被疑者及び被害者を尋問し、証人に聴取し、証拠を収集する権限を有する。共同予審判事は、必要とみなす場合、共同検察官も証人を尋問するよう要請する命令を行うことができる。

捜査の実施において、共同予審判事は、捜査に有用となる場合、カンボジア政府の支援を求めることができ、当該支援が行われるものとする。

#### **新第 24 条**

捜査の間、被疑者は、自ら選任する弁護人の援助、及び費用を負担できない場合には無償で弁護人が選任される権利、並びに必要に応じて、自己が話し、理解する言語の通訳を受ける権利を有する。

#### **第 25 条**

共同予審判事は、裁判官の任命に関する現行手続に従って、現在活動する又は新たに任命された裁判官の中から任命され、その全員は、高い品性、公平性及び誠実性の精神、並びに経験を有するものとする。共同予審判事は、その職務の遂行において独立しているものとし、行政その他の出所の指示を受けたり、求めたりしてはならない。

#### **第 26 条**

カンボジア人共同予審判事及び補欠予審判事は、カンボジア人職業裁判官の中から司法官職高等評議会が任命するものとする。

補欠予審判事は、任命された予審判事が欠席の場合に交代するものとする。これらの予審判事は、それぞれの裁判所で通常の業務を継続して行うことができる。

司法官職高等評議会は、国連事務総長の指名を受け、捜査期間について外国人共同予審判事を任命するものとする。

国連事務総長は、カンボジア王国政府に対し、少なくとも 2 名の外国人共同予審判事の候補者名簿を提出するものとし、司法官職高等評議会は、その中から 1 名の予審判事及び 1 名の補欠予審判事を任命するものとする。

#### **新第 27 条**

本法に基づくすべての予審判事は、平等な立場及び業務条件を享受する。

各予審判事は、捜査の期間、任命される。

外国人共同予審判事が欠席の場合、外国人補欠共同予審判事が交代するものとする。

#### **第 28 条**

共同予審判事は、その事務所で、必要に応じてカンボジア人及び国際職員の支援を



受けるものとする。

補助者として務める職員の選択において、共同予審判事は、本法第 13 条に定めた規定の精神に従うものとする。

## 第 8 章 個人の責任

### 第 29 条

本法新第 3 条，第 4 条，第 5 条，第 6 条，第 7 条及び第 8 条で述べた犯罪を計画，扇動，命令，幫助，教唆及び実行した被疑者は，当該犯罪について個別に責任を負う。

被疑者の立場又は地位により，当人の犯罪責任が免除されることはなく，又は刑罰が軽減されることはない。

本法新第 3 条，第 4 条，第 5 条，第 6 条，第 7 条及び第 8 条に述べた行為が，部下によって行われた事実があったとしても，その上司が部下に対して有効な指揮及び支配又は権限を有し，部下を管理しており，かつ，部下が当該行為を行おうとしていること，又は行ったことを知っていたか，知るべき理由があり，当該行為の防止又は犯人を罰する必要かつ合理的な措置を講じなかった場合には，上司の個人的な犯罪責任は免除されない。

被疑者が民主カンブチア政府又は上司の命令に従って行為した事実があったとしても，その被疑者の個人的な犯罪責任は免除されない。

## 第 9 章 管理局

### 第 30 条

特別法廷の裁判官，予審判事及び検察官の職員は，管理局が監督するものとする。この局は，カンボジア人局長，外国人副局長及び必要なその他の職員を有する。

### 新第 31 条

管理局の局長は，2 年の期間でカンボジア王国政府が任命するものとし，再任できる。

管理局の局長は，国連の規則及び手続に従う事項を除き，管理局の全体的な運営に責任を有する。

管理局の局長は，裁判所運営に豊富な経験を有し，特別法廷で使用される外国語の 1 つが堪能であり，高い品性及び誠実性がある者の中から任命するものとする。

外国人副局長は，国連事務総長が指名し，カンボジア王国政府が任命するものとし，

特別法廷，共同予審判事，共同検察官事務所及び管理局の外国部門が必要とする，すべての国際職員を採用及び管理する責任を負う。副局長は，国連信託基金を通じて提供される資源を管理するものとする。

管理局は，必要に応じてカンボジア人及び国際職員の支援を受けるものとする。管理局のカンボジア人職員はすべて，局長の要請に応じてカンボジア王国政府が任命するものとする。外国人職員は，副局長が任命するものとする。

カンボジア人職員は，カンボジア公務員，及び必要な場合はその他の適格なカンボジア国民から選ぶものとする。

### 第 32 条

裁判官，共同予審判事，共同検察官及び管理局に任命された職員はすべて，特別法廷の各水準に応じて同じ勤務条件を享受する。

## 第 10 章 特別法廷の審判手続

### 新第 33 条

第一審の特別法廷は，被疑者の権利並びに被害者及び証人の保護を十分尊重して，裁判が公正かつ迅速であり，有効な現行手続に従って行われることを確実にするものとする。これらの現行手続が特定の事項を扱っていない場合，又はその解釈若しくは適用に関して不明確であるか，国際水準との整合性に関して疑義がある場合，国際水準で策定された手続規則に指針を求めることができる。

第一審の特別法廷は，1966 年市民的，政治的権利に関する国際規約第 14 条及び第 15 条に定めた，正義，公正及び適正手続の国際基準に従ってその管轄権を行使するものとする。

起訴され，逮捕された被疑者は，有効な現行手続に従って第一審で裁かれるものとする。カンボジア王国政府は，出廷した被疑者の安全を保証するものとし，また，本法に基づいて起訴された被疑者の逮捕に関する措置を取る責任を負う。司法警察は，被告人が直ちに勾留されることを確実にするため，軍隊を含むカンボジア王国政府のその他の法執行機関から支援を受けるものとする。

被告人の逮捕及び勾留の条件は，有効な現行法に適合するものとする。

裁判所は，被害者及び証人の保護を行うものとする。当該保護措置には，秘密審理及び被害者の身元の保護が含まれるが，これらに限定されない。

### 新第 34 条

裁判は，公開とし，外国，国連事務総長，メディア並びに国内外の非政府組織の代表者に開示するものとする。ただし，公表によって司法の利益が害される場合に，特

別法廷が有効な現行手続に従って正当な理由により裁判を非公開にすることを決定した場合は、この限りではない。

### 新第 35 条

被告人は、裁判所が確定的な判決を下さない限り、無実と推定される。

被告人に対する容疑の決定において、被告人は、市民的、政治的権利に関する国際規約第 14 条に従って、以下の最低保証を得る権利を平等に有する。

- a. 理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること
- b. 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ、自ら選任する弁護人と連絡すること
- c. 遅滞なく裁判を受けること
- d. 自ら出席して裁判を受けること、及び直接に又は自ら選任する弁護人の援助を受けて防御すること。この権利を告げられ、支払を行う十分な手段がない場合、無償で弁護人が選任されること
- e. 自己に不利益な証拠を調べることに、及び自己に不利益な証拠と同一条件で自己のための証拠の提示及び調査を受けること
- f. 被告人が裁判所で使用される言語を理解すること又は話すことができない場合、無償で通訳の援助を受けること
- g. 自己に不利な供述又は有罪の自白を強要されないこと

### 新第 36 条

最高審の特別法廷は、第一審の特別法廷の判決に対して被告人、被害者又は共同検察官が行う控訴について判決するものとする。この場合、最高審は、法律及び事実の両方の問題について最終判決を下すものとし、第一審の特別法廷に事件を差し戻してはならない。

### 新第 37 条

第 33 条、第 34 条及び第 35 条の規定は、最高審の特別法廷での裁判に関して準用するものとする。

## 第 11 章 刑罰

### 第 38 条

すべての刑罰は、禁錮に限られる。

### 第 39 条

新第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条及び第8条に規定した犯罪を行った者は, 5年から終身の禁錮期間を宣告される。

禁錮に加えて, 第一審の特別法廷は, 違法に又は犯罪行為により取得した動産, 金銭及び不動産の没収を命じることができる。

没収した財産は, 国家に返却するものとする。

## 第12章 大赦及び恩赦

### 新第40条

カンボジア王国政府は, 本法第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条及び第8条で述べた犯罪を捜査され得る又は有罪判決を受け得る者について, 大赦又は恩赦を要求してはならない。本法の施行前に付与された可能性がある大赦又は恩赦の範囲は, 特別法廷が決定する事項である。

## 第13章 地位, 権利, 特権及び免責

### 第41条

外国人裁判官, 外国人共同予審判事, 外国人共同検察官及び管理局の副局長は, その世帯の一部である家族とともに, 外交関係に関する1961年ウィーン条約に従って外交官に与えられた特権及び免責, 控除並びに便益をすべて享受する。当該職員は, その給与, 報酬及び手当に対するカンボジアの課税を免除される。

### 新第42条

カンボジア人裁判官, 共同予審判事, 共同検察官, 管理局の局長及び職員は, 公的資格において発言又は記載した文言及び行ったすべての行為に関して, 法的手続の免除を与えられる。当該免除は, 特別法廷, 公判前裁判及び管理局の雇用の終了後も, 継続して付与されるものとする。

国際職員は, さらに, 以下を付与される。

- a. 公的資格において発言又は記載した文言及び行ったすべての行為に関して, 法的手続の免除。当該免除は, 共同予審判事, 共同検察官, 特別裁判所, 公判前裁判及び管理局での雇用の終了後も, 継続して与えられる。
- b. 国連から支払われる給与, 手当及び報酬に対する課税の免除
- c. 移民制限の免除
- d. サービスに対する支払を除き, カンボジアで最初に公式任務に就く時の家具及

び私物の輸入に際して関税及び課税が免除される権利

特別法廷から認められた被疑者又は被告人の弁護人は、政府により、特別法廷の設置に関する法律に基づくその職務の自由かつ独立した実施に影響を与え得る措置の対象とされないものとする。

特に、弁護人は、以下を付与される。

- a. 訴訟における自己の職務に関して、個人的逮捕又は抑留及び個人荷物の押収の免除
- b. 被疑者又は被告人の弁護人としての自己の職務に関係するすべての文書の不可侵
- c. 弁護人としての資格で発言又は記載した文言に関して、刑事又は民事管轄権の免除。当該免除は、被疑者又は被告人の弁護人としての職務の終了後も、継続して付与されるものとする。

共同予審判事、共同検察官、特別法廷、公判前裁判及び管理局の記録、並びに一般的にこれらに提供された、帰属する又は使用された文書及び資料はすべて、カンボジア王国で所在する場所又は保有する者の如何を問わず、訴訟期間中、不可侵とする。

## 第 14 章 特別法廷の場所

### 新第 43 条

第一審及び最高審に設置された特別法廷は、プノンペンに置くものとする。

## 第 15 章 費用

### 新第 44 条

特別法廷の費用及び給与は、以下のとおりとする。

- a. カンボジア人行政官及び職員、カンボジア人裁判官及び補欠裁判官、予審判事及び補欠予審判事、並びに検察官及び補欠検察官の費用及び給与は、カンボジア国家予算で負担するものとする。
- b. 国連事務総長から派遣された外国人行政官及び職員、外国人裁判官、共同予審判事及び共同検察官の費用は、国連が負担するものとする。
- c. 弁護人は、防御の開始について手数料を得ることができる。
- d. 特別法廷は、訴訟の支援を希望する外国政府、国際機関、非政府組織その他の者から提供されたその他の任意基金から費用の追加支援を受けることができる。

## 第 16 章 使用言語

### 新第 45 条

特別法廷の公式使用言語は、クメール語、英語及びフランス語とする。

## 第 17 章 外国人裁判官，予審判事又は検察官の不在

### 新第 46 条

本法の適時かつ円滑な実施のために、外国人裁判官又は外国人予審判事若しくは外国人検察官が特別法廷に出席できないか、これを拒絶した場合、司法官職高等評議会は、第 11 条、第 18 条及び第 26 条に規定した外国人候補者名簿から空席を埋めるその他の裁判官又は審査官若しくは検察官を任命するものとする。これらの名簿を使い果たした場合、かつ、国連事務総長が新しい候補者で名簿を補充しない場合、又は国連が特別法廷への支援から撤退した場合、当該空席は、国連加盟国の政府が推薦した候補者又はその他の外国法人格の中から、司法官職高等評議会が埋めるものとする。

かかる手続の後でも、特別法廷の業務に参加する外国人裁判官又は外国人予審判事若しくは外国人検察官がおらず、かつ、欠員となっている地位を占める外国人候補者が特定されていない場合、司法官職高等評議会は、代替りのカンボジア人裁判官、予審判事又は検察官を選任することができる。

## 第 18 章 裁判所の存在

### 第 47 条

カンボジア裁判所内の特別法廷は、これらの訴訟の確定的結論が出た後、自動的に解散するものとする。

## 第 19 章 国連とカンボジアとの間の協定

### 新（改）第 47 条

条約を締結する能力に関するカンボジア王国の法律の関連規定に従って批准された後、2003年6月6日にプノンペンで行われた民主キャンプチア時代に行われた犯罪のカンボジア法に基づく訴追に関する国連とカンボジア王国との間の協定は、カンボジア王国内で法として適用されるものとする。

## **第 20 章 最終規定**

### **第 48 条**

本法は、緊急のものとして公布される。

2004年10月27日公布